

1-3. 遠隔診療

『日本再興戦略』改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

② 遠隔診療の取扱いの明確化

・患者の遠隔診療のニーズに対応するため、遠隔診療に関する現行の通知に記載された、離島・へき地の患者や特定（9種類）の遠隔診療以外の場合、また、初診であっても直接の対面診療を行うことが困難である場合についても、医師の判断により遠隔診療が可能であることを明確化するため、速やかに通知を発出する。



厚生労働省事務連絡発出（平成27年8月10日）

平成9年遠隔診療通知における、直接の対面診療を行うことが困難である場合として離島・へき地の患者を挙げているがこれらは例示であること、遠隔診療の対象として挙げている特定（9種類）の診療も例示であること、直接の対面診療を行った上で遠隔診療を行わなければならないものではないこと、を明確化。



今後の課題

- 平成27年8月10日の事務連絡で遠隔診療の取り扱いを明確化したものの、遠隔診療で「初診」を行った場合、「初診料（保険対象）」の適用にならない。
- 遠隔診療で「初診」を行った場合であっても、「初診料」を適用できるケースについて、2年に1度の診療報酬の改定時期まで待たずに期中改定も含め、速やかに適用する具体的方策について検討中。

遠隔診療に係る要件の明確化

(平成27年8月10日 厚生労働省事務連絡)

具体的事業

従前は、遠隔診療に係る要件が不明確であり、遠隔診療が可能な場合は限定的と解される恐れがあった。

以下を明確化

- ①離島、へき地以外の患者
- ②下表の遠隔診療の対象、内容以外
- ③初診であっても直接の対面診療行うことが困難である場合



医師の判断により、遠隔診療が可能

遠隔診療通知 別表

遠隔診療の対象	内容
在宅酸素療法を行っている患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、在宅酸素療法に関する継続的助言・指導を行うこと。
在宅難病患者	心電図、血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、難病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅糖尿病患者	血糖値等の観察を行い、糖尿病の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅喘息患者	呼吸機能等の観察を行い、喘息の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅高血圧患者	血圧、脈拍等の観察を行い、高血圧の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅アトピー性皮膚炎患者	アトピー性皮膚炎等の観察を行い、アトピー性皮膚炎の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
褥瘡のある在宅療養患者	褥瘡等の観察を行い、褥瘡の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅脳血管障害療養患者	運動機能、血圧、脈拍等の観察を行い、脳血管障害の療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。
在宅がん患者	血圧、脈拍、呼吸数等の観察を行い、がんの療養上必要な継続的助言・指導を行うこと。



**遠隔診療
ニーズに対応**



1-4. 遠隔教育

「『日本再興戦略』改訂2015」（平成27年6月30日閣議決定）

（遠隔診療や小型無人機等の「近未来技術実証」の推進）

③ IT活用による遠隔地間の学校等を結んだ教育手法の導入

・過疎化・少子化の進展に伴い小規模化している学校においても、子どもたちが切磋琢磨する環境で充実した教育を受けることができるよう、IT活用により遠隔地間を結んだ合同授業等について、実証研究を通じて効果や課題を評価・検証し、導入に向けた新たなルール等を速やかに構築する。

モデル事業（平成27年度～平成29年度の3カ年）

○人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上に係る実証事業

- ・学校統廃合の困難な小規模校に対して、ICTを活用して他の学校と結び、児童生徒同士の学び合い体験を通じた学習活動の充実などを図るための実証研究を実施。
- ・長野県伊那市（文部科学省「少子化・人口減少社会に対応した活力ある学校教育推進事業」において平成27年度より採択）ICTを活用した個別指導及び他校の児童生徒とのICTを活用した遠隔地間の合同授業を実施。研究開始より3年計画でモデル創出。
- ・平成28年度現在は小学校4校、中学校2校が参画。1年目は準備・調査期間とし、2年目から3科目、3年目は5科目でICTを活用した合同授業を実施。
- ・平成28年度予算37百万円（平成27年度予算27百万円）

今後の課題

モデル事業の中間評価を直ちに実施した上で、必要に応じ、制度改革を速やかに検討。